

「在宅介護患者相互補助支援機構（以下「相互支援機構」と称する。）」及び「リバースモーゲージ円滑運営基金（以下「運営基金」と称する。）」存立基本法骨子

#### 1、目的

「相互支援機構」及び「運営基金」の設立の基盤となる法律であること。いわば、相互支援機構基本法による、特別目的会社及び基金である位置づけとなる。

#### 2、設立発起人

原則NPO〇〇〇〇マンション交流会及び複数の交流会の理事とする。

#### 3、名称

「相互支援機構基本法」による「SPC〇〇地区相互支援機構」及び「〇〇地区リバースモーゲージ円滑運営基金」と称する。

#### 4、代表及び理事

原則発起人が所属する交流会から選出する。但し特別の専門を必要とする場合はこの限りでない。

#### 5、業務

(ア) リバースモーゲージ契約とオプションで「相互支援機構」と契約をした高齢者が死亡した時には、「相互支援機構」は高齢者の自宅マンションの寄付を受ける。

(イ) 「相互支援機構」はリニューアル後市場売却。

(ウ) 「運営基金」は金融機関の出資金、売却利益及び運用益で給付金の原資として、「相互支援機構」を通じて、担保切れを起こしている高齢者の給付金を支払う。またリバースモーゲージの金利に対して、利子補給することもできる。

(エ) リニューアル後市場売却は委託して行うものとする。

#### 6、特典

(ア) 「相互支援機構」は寄付を受けた自宅マンションを市場売却時、譲渡税等の課税は免除。

(イ) 「運営基金」は広く、一般からの寄付金を受けることが可能で、課税等の免除を受ける。

#### 7、マンションの維持管理の特則

寄付を受ける自宅マンションは事前に「東京都優良マンション登録表示制度（以下「登録表示制度」と称する）による表示を受けたマンションであること。またマンション管理については、「登録表示制度の賛助会員管理会社」の管理を条件とする。

#### 8、金融機関の責務

金融機関はリバースモーゲージ金融商品を扱う時には、「運営基金」に出資しなければならない。リバースモーゲージ金融商品に「運営基金出資済み」と表示しなければならない。

#### 9、NPO〇〇〇交流会の役割

発足母体として、制度の普及、改善に努め、機構等の運営を監督する。

以上